

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまから、平成28年第1回川根本町議会定例会を開会します。

◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月26日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案36件が町長から提出されております。
次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。
内容については、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

◎町長挨拶

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。
○町長（鈴木敏夫君） 皆様、おはようございます。
きょうは平成28年の第1回の定例会ということで、大変お世話になります。
この3月の議会といいますのは、当然ながら来年度の予算編成につながっているというこ

ともございますので、若干の予算につきまして提案理由の説明をさせていただきたいというふうに思います。少し長くなりますけれども思いだけ詳しく説明をさせていただきたいというふうに思います。

特に、これまで皆さんにも大変お世話になりました高度情報基盤整備もほぼ完了というような中で、新たに来年度新しい課を設置したいというふうに思っております。その課の名称につきましては今後少し検討させていただきますし、また、人員につきましても若干のこれからの詰めがございますので、今ここで発表できませんけれども、新設の課をつくと、情報政策課という形にしていきたいなというふうに思っております。情報政策課でございます。これは、まだまだ浸透していない町民に対しての案内等も含めて、細かな対応をするということをしていきたいというふうに思っております。

そのような中で、特に来年度の予算といたしましては、若者交流センターの管理運営、これも大変大きな目玉となるというふうに思っております。これも多くの皆さんの協力を得ながら対応していくことが必要というふうに思っております。

それから、企業、それから事業の継続をするチャレンジ補助事業等につきましても、新規といたしまして対応をしていきたい。

それから、桑野山の貯木場の関係、木の駅の関係につきましても、当然ながら対応を上手にしていく必要があるのではないかと。大変注目されている桑野山の貯木場の管理運営でございますので、適切な対応をしていくことが必要というふうに思っております。

それから、茶茗館等の運営の関係につきましても、若干の変化をさせる必要があるというふうに思っておりますので、これらもそれぞれの委員会の皆さんとも相談しながら対応していく必要があるのではないかとというふうに思っております。

その中で、商工関係につきましても、今現在トーマスの関係で大変多くの観光客の皆さんがお見えになっているというような中で、あれだけでは十分ではない、もっともっと幅広く川根本町を知っていただくということのためには、まるごと川根本町遊湯得事業というのものを創設をしたいというふうに思っております。

それから、公衆無線のLANの整備事業、これも当然ながら対応していく必要があるというふうに思っております。

いずれにしましても、大変厳しい環境での当初の予算の編成でございました。これからも若干の修正等もしながら対応をしていくことが非常に重要だというふうに思っております。これまでも皆さんにお世話になりながら継続した事業もたくさんございます。これらも再度見きわめながら推進をしていくことが必要というふうに思っております。

今、地方創生の絡みにおきましても、大変全国的な競争を展開しているというような中では、当然ながら議会の皆さんと行政が一体となり、また町民にも徹底して協力を得ながら対応していくことが、この時期非常に重要だというふうに思っております。どうか皆様方にも今まで同様の温かい御支援、御協力をいただくということをお願いいたしまして、冒頭の挨拶

拶にかえさせていただきます。

また、予算編成の中では、また詳しく皆様方をお願いをしたいというふうに思いますので、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、藺田靖邦君、2番、坂本政司君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定しました。



◎日程第3 議案第5号 川根本町行政不服審査会条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第5号です。川根本町行政不服審査会条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

本議案は、昭和37年に制定、施行されてから50年以上、本格的な改正がなかった行政不服審査法が、平成26年6月に全部改正され、平成28年4月1日から施行をされます。この改正に伴い、設置が義務づけられている不服申し立てを諮問する第三者機関として行政不服審査

会を設置をするため、審査会の組織及び運営について規定をするものであります。

以上、御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

◇

**◎日程第4 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例について**

○議長（太田侑孝君） 日程第4、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明をさせていただきます。

本議案は、昭和37年に制定、施行されてから50年以上、本格的な改正がなかった行政不服審査法が、平成26年6月に全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。それに伴い、当町における関係する7つの条例について、不服申し立てに関する規定を整備するため、一括して改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

**◎日程第5 議案第7号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例に
ついて**

○議長（太田侑孝君） 日程第5、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第7号です。川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

先ほど冒頭でも御挨拶申し上げましたけれども、議案10ページからごらんをいただきたいと思います。

本案は、新たに情報政策課を設置し、現在、企画課が所掌する広聴・広報、地域情報化に関する2つの事務を担当させるという内容であります。

情報政策課の設置については、高度情報基盤整備工事が今年度に完了し、来年度以降、整

備された基盤を十分に利活用していく必要がございます。3月1日には、ICT利活用検討委員会から、全15回に及ぶ委員会の報告書が提出をされました。今年度作成した地方創生に係る総合戦略の推進とともに、委員会より提出された提案が速やかに実行できるよう組織を強化し、対応しようとするものであります。

また、広聴・広報事務につきましては、町民の皆様との協働による地域づくりのためには重要なものだと思っております。地域情報化の推進とともに、情報政策課の所掌事務として重点的に推進していきたいと考えております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第8号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例
について

◎日程第7 議案第9号 川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正
する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第6、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてから、日程第7、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第8号と議案第9号、一括して上程をし、説明をさせていただきます。

議案第8号です。川根本町防災会議条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案13ページをごらんください。

本案は、本年4月から、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、消防事務を静岡市へ委託することから、同事務の執行については、地方自治法第252条の16の規定に基づき、静岡市の規定を適用することとなります。したがって、川根本町防災会議条例上における消防長に係る文言を変更する等の一部改正を行

うものであります。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第9号です。川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案14ページをごらんください。

本案は、本年4月から、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、消防事務を静岡市へ委託することから、同事務の執行については、地方自治法第252条の16の規定に基づき、静岡市の規定を適用することとなります。したがって、川根本町地震災害警戒本部条例上における消防長に係る文言を変更する等の一部改正を行うものでございます。

以上、御審議いただき、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第10号 川根本町職員の再任用に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第10号です。川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案の15ページをごらんください。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、特定警察職員等の定義を定める地方公務員等共済組合法附則の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法附則に新たに規定をされるということの改正でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第11号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第11号です。川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

議案16ページをごらんください。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公務員法が改正されることに伴いまして、本条例の関係箇所について、引用する地方公務員法の条項が変わることになったため、所要の改正を行うというものでございます。

施行期日は、改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行されることから、同日を施行日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程の変更

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第10、11の次に、日程第38、議案第40号を議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第10、11の次に、日程第38、議案第40号を議題とすることに決定しました。



◎日程第10 議案第12号 川根本町特別職の職員で常勤のもの
の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

◎日程第11 議案第13号 川根本町職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例について

◎日程第38 議案第40号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条

例について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び日程第38、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第11、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び日程第38、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第12号並びに13号、議案第40号、一括して説明をさせていただきます。

議案第12号です。川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案17ページをごらんください。

本議案は、平成27年8月の人事院勧告により国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、特別職の期末手当の支給率を年間0.1月分引き上げ、年間4.2月分となる改正をするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案18ページからごらんください。

人事院は、去る8月6日に、本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から、若年層に重点を置いて俸給表の水準を平均0.4%、また、特別給の支給月数を0.1カ月分、引き上げ勧告を行ったところであります。

町といたしましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくというものであります。

また、地方公務員法及び地方自治法に基づく技術的な助言により、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させる観点から、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準を条例で定めるよう義務化されたことに伴い、改正をさせていただくものであり

ます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第40号です。川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案99ページをごらんください。

平成27年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に、町議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第14号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第14号です。川根本町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案27ページからごらんください。

川根本町の施設等の使用料を決めております使用料条例のうちから、川根本町農林業センターの機械類の使用に関する料金の規定の一部及び使用に関する条例を整理し、変更するものであります。

農林業センターに配備している農業機械のうちから、貸し出し対象とする機械の種類とその使用料金を明確化するとともに、町の農業振興に資するために町内農地で使用することと、川根茶全体の発展を目指す製茶技術を高めるための製造を行う町外者の使用料金を規定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第15号 川根本町介護保険条例の一部を改正する

条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第15号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案の30ページをごらんください。

なお、新旧条文対照表は34ページをごらんいただきたいと思います。

この改正は、介護保険法施行令の一部が改正され、介護認定審査会委員の任期について市町が条例で定めることができることとされたため、介護保険条例の一部を改正し、委員の任期を現在と同じく2年の任期として定めるものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第16号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部 を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第16号です。川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の31ページをごらんください。

改正の内容ですが、条例第8条関係利用料金に、入浴の利用料金とは別に、接岨区民が大広間を休憩施設として利用する場合の使用料金を設定するものであります。

4月より、接岨峡温泉会館は株式会社ビルネットが指定管理者となって運営する予定ですが、大広間は接岨地区民が利用されておりますので、接岨地区の施設利用の利便は維持したまま、光熱水費等の実費を接岨峡温泉会館指定管理者に支払うというものであります。このことにより、今回、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正させていただくものであります。

よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第17号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第15、議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第17号です。川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の32ページをごらんください。

行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、国民の救済手段の充実、拡大の観点から抜本的な見直しが行われ、平成28年4月1日から全面改正された行政不服審査法が施行されます。

これに伴い、当町においても、行政不服審査制度に関する消防団員等公務災害補償条例の規定について、必要な改正を行うものであります。

また、消防団員等公務災害補償条例における災害補償給付と公的年金給付の併給調整について、労働者災害補償保険法施行令及び地方公務員災害補償法施行令等に規定をされている調整率と同じ率を用いておりますが、同法の調整率の改定が行われるのにあわせて必要な改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第18号 第2次川根本町総合計画基本構想の策定
について

○議長（太田侑孝君） 日程第16、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第18号です。第2次川根本町総合計画基本構想の策定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の33ページをごらんください。

平成18年度に策定された第1次総合計画は、10年後の町の将来像である「水と森の番人が創る癒しの里 川根本町～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～」の実現に向け、総合的、計画的なまちづくりを推進をしてまいりました。

この計画が、平成28年度をもって計画期間の満了を迎えるため、これまでの施策の進捗状

況や新たな課題を的確に把握、整理し、また、社会の趨勢や住民のニーズの変化など、当町を取り巻く状況を十分に認識し、総合的、戦略的な視点に立った実効性の高い第2次川根本町総合計画を今年度から2カ年で策定をいたします。

このたび、総合計画の基本となる基本理念を示し、この理念に基づく目指すべき川根本町の姿と、それを実現するための施策の方向性を示す基本構想を策定するもので、計画期間は平成29年度から平成38年度の10年間となります。

策定に当たりましては、町民アンケート、子ども議会やタウンミーティング及びパブリックコメントの募集などにより、多くの町民の皆さんの声をいただき、その意見を反映するという事を最も重視をいたしました。

これらの意見を踏まえ、行政についてすぐれた識見を有する学識経験者や各種団体で構成する総合計画策定委員会において、第2次総合計画基本構想の素案を策定しています。また、策定に当たっては、副町長を委員長とする庁内検討委員会を組織し、総合計画策定委員会と調整を図りながら内容の検討、精査を進めてまいりました。

この基本構想の策定は、川根本町総合計画審議会におきまして3回の慎重な審議を経てまとめられ、3月8日に答申をいただきます。

以上のとおり、第2次川根本町総合計画基本構想の策定につきましては、川根本町議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会に提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第19号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第19号です。川根本町過疎地域自立促進計画の策定についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案の34ページをごらんください。

この計画は、平成22年4月に制定された過疎地域自立促進特別措置法が、東日本大震災の発生後における過疎関係市町の実情に鑑み、平成28年3月31日までとされていた有効期限を5年間延長し、平成33年3月31日とされたことに伴い、このたび、平成28年度から平成32年度の5年間の計画について御審議をお願いするものであります。

今回の計画策定に当たっては、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことによ

り、過疎地域自立促進のための特別措置として、地域医療、雇用、生活交通の確保、集落の維持及び活性化等の住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業などを新たに計画に盛り込むことができるようになっております。

また、過疎市町村において計画を策定する場合には、過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定により、市町村の議会の議決を経て定めることとなっておりますが、計画策定に当たりましてはあらかじめ県と協議を行う必要がありますので、既に協議を行い、了承を得ておりますことを御了解いただきたいと思います。

以上、御審議を賜り、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 議案第20号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号です。川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の35ページをごらんください。

川根本町自然休養村農林水産物直売所（寸又峡直売所）は、平成18年9月から寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合が指定管理者となり利用を始めてまいりましたが、施設は築36年余経過し老朽化が著しく、また今後、自然休養村施設事業の目的を達する活用が見込めないことから、条例を廃止するものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第19 議案第21号 町道路線の廃止について

○議長（太田侑孝君） 日程第19、議案第21号、町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第21号です。町道路線の廃止について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の36ページをごらんください。

町道下沢間川手支線1号につきましては、国道362号青部バイパス道路工事により道路としての機能がなくなるため、路線の廃止をするものであります。

以上、川根本町道路線の廃止についての説明をさせていただきました。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第20 議案第22号 町道路線の認定について

○議長（太田侑孝君） 日程第20、議案第22号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第22号です。町道路線の認定についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案37ページをごらんください。

高郷、上長尾間の町道新設に当たり、路線を町道高郷上長尾線とする認定の議決をお願いするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第21 議案第23号 財産の取得について

○議長（太田侑孝君） 日程第21、議案第23号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第23号です。財産の取得についての提案理由を説明させていただきます。

議案の38ページをごらんください。

残土処分場として取得しようとする青部地内の土地の面積が1万3,888.4㎡、取得金額が2,939万8,080円となることから、川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第22 議案第24号 工事請負契約の変更契約の締結について

◎日程第23 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第24号及び日程第23、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結についてを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22、議案第24号及び日程第23、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結についてを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第24号並びに議案第25号、一括して上程をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第24号です。工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の39ページをごらんください。

本案は、平成27年度無線システム普及支援事業、川根本町北部デジタル防災行政無線整備工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、平成27年7月29日、平成27年第2回議会臨時会により契約締結の議決を受けた工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を146万1,800円減額し、変更後契約金額2億373万8,200円で工事変更請負契約を締結をしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第25号です。工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。

議案の40ページをごらんください。

本案は、平成26年度町単独事業、高度情報基盤整備事業附帯工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、平成27年7月29日、平成27年第2回議会臨時会により契約締結の議決を受けた工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を7,122万4,920円増額し、変更後契約金額2億1,080万4,120円で工事変更請負契約を締結をしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第24 議案第26号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について

◎日程第25 議案第27号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止について

◎日程第26 議案第28号 川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について

○議長（太田侑孝君） 日程第24、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてから、日程第26、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてまでを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第24、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてから、日程第26、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてまでを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第26号から議案第28号、一括して提案理由の説明をさせていただきます。

議案第26号です。川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の41ページからごらんください。

本案は、本年4月から静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、本年3月31日をもって島田市と本町との間の消防事務の委託を廃止するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第27号です。川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止についてでございます。

議案第27号は、平成26年3月議会において本町と静岡市との間の消防指令業務に関する事務の委託につきまして承認され、進めてまいりましたが、本年4月から静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化により本町の消防事務を静岡市

に委託するのに伴い、消防指令業務の事務委託を本年3月31日をもって廃止をするため、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第28号です。川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について、提案理由の説明をさせていただきます。

46ページからごらんください。

本案は、本年4月から静岡市、島田市、牧之原市、吉田町及び本町の3市2町による消防救急の広域化に伴い、消防事務を静岡市へ委託することから、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を定めることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第27 議案第29号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

◎日程第28 議案第30号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第3号)

◎日程第29 議案第31号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第2号)

◎日程第30 議案第32号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第4号)

○議長（太田侑孝君） 日程第27、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）から、日程第30、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第27、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）から、日程第30、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第29号から議案第32号、一括して提案理由の説明をさ

させていただきます。

議案第29号です。平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,385万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億2,301万3,000円としたいものであります。

第2表では、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

第3表では、債務負担行為について、事業の限度額の追加と変更をしたいものであります。

第4表では、地方債の追加と限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正、自治体情報セキュリティ強化対策事業の施行に伴う経費の追加、マイナンバー制度に対応するため地方公共団体情報システム機構負担金の増額、町営バスせせらぎ号修繕料の増額、国民健康保険事業特別会計の補正に係る繰出金の増額、林業関係事業費補助金の増額、実績見込み等による各種補助金や基金繰入金、町債等の補正に伴う財源更正、実績見込み等による経費の補正が主な内容であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号です。平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,674万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,954万6,000円としたいものであります。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費の補正と給付費実績見込みに基づく一般被保険者療養給付費の増額、基金積立金の増額、平成26年度の国・県負担金の確定に伴う返還金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第31号です。川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。提案理由の説明をさせていただきます。

第1表につきましては、繰越明許費の限度額の追加をしたいものであります。

それでは、一般1ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費、町単独事業本川根南部簡易水道施設基本計画変更業務委託につきましては、当初の計画では新小長井浄水場をメインにして給水する計画を立てておりましたが、新小長井浄水場の水源の一つであるウムシ沢の取水が大雨時には不安定であるため、当初の計画を見直すこととし、新小長井浄水場以外の施設整備が必要となったことから、計画策定に不測の日数が必要となり、年度内完成が不可能となったためであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第32号です。平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第4号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ968万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,393万8,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、給与改定に伴う人件費の補正と本年度のいやしの里診療所の運営経費の実績見込みによる補正でございます。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第31 議案第33号 平成28年度川根本町一般会計予算

◎日程第32 議案第34号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第33 議案第35号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第34 議案第36号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第35 議案第37号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算

◎日程第36 議案第38号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算

◎日程第37 議案第39号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君） 日程第31、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第31、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第33号から39号まで一括して上程し、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第33号です。平成28年度川根本町一般会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

平成28年度当初予算は、62億1,700万円であります。前年度と比べまして2億4,400万円、率にして3.78%の減額となる予算を編成をさせていただきました。

平成27年度は、住民が安心して生活できるよう、各地区の自主防災会の強化事業や高度情報基盤整備事業の施行など、身近な事業に重点を置き事業展開をしてまいりました。

平成28年度予算につきましては、平成26年度に着手し27年度完成となる高度情報基盤整備施設の本格的な運用と利活用、従来住民の生活環境の向上に加え、地域経済活性化のための施策の展開や、多彩な地域資源を生かし人間と自然の共生を目指した地域間交流の促進などを重点に置き、予算を編成をさせていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項及び第2項の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表のとおりであります。

一般会計につきまして、大まかな説明をさせていただきます。

平成28年度予算につきましては、「安心して住めるまちづくり」、「農林業が元気で、豊かな経験・自然を生かしたまちづくり」、「交流とふれあいのまちづくり」を目指し、平成26年度に着手し昨年度完成した高度情報基盤整備により整備した施設の本格的な運用と利活用、起業及び事業継続チャレンジ補助金、住宅リフォーム推進事業費補助金、まるごと川根本町遊湯得事業、癒しの里づくり事業費交付金などの地域経済活性化事業、若者交流センター奥流関連事業、エコツーリズム推進事業、町営観光施設等誘客拡大事業、産業文化祭、奥大井ふるさと祭り開催事業などの地域間交流の促進事業、空き家改修事業費補助金、定住促進住宅建設事業費補助金などの移住・定住の促進のための居住支援事業、子育て支援センター等運営事業、対象年齢を高校3年生相当まで拡大をしたこども医療費助成事業などの子育て支援事業、外出支援サービス事業、在宅配食サービス事業などの高齢者支援事業、各種予防接種の助成、各種検診事業などの健康・医療環境の確保事業、平成26年度に策定した川根本町教育ビジョンにおける学校教育ビジョンと、社会教育ビジョンの推進を図る川根本町教育ビジョン推進事業、自主防強化石業、避難所対策事業、TOUKAI-0耐震対策事業などの災害に強いまちづくり事業、茶業関係団体活動支援、農林業センター運営や事務所及び車庫建設事業、農業振興事業などの農業（茶業）振興対策事業、有害鳥獣対策事業、林業関係事業費補助金などの林業振興事業、町営バスの運行や公共交通運賃助成事業、外出支援サービ

ス事業などの住民の生活路線の確保事業を盛り込みました。

よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第34号です。平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

総額は、歳入歳出それぞれ10億1,320万円で、前年度と比べ7,630万円の減額です。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の44ページをごらんください。

第1款総務費は、2,817万7,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などです。

44ページ、45ページをごらんください。

第2款保険給付費は、5億7,985万7,000円です。療養給付費、高額療養費のほか、出産育児一時金などを計上しております。

資料の45ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金は、1億1,308万5,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として13万2,000円です。

第5款老人保健拠出金は、8,000円です。

第6款介護納付金は、4,246万4,000円です。

資料の46ページをごらんください。

第7款共同事業拠出金は、2億991万1,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しております。

第8款保健事業費は、1,449万3,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導費用等を計上しております。第2項保健事業活動費は、レセプト点検費用、人間ドック費用助成費用などを計上しております。

第9款基金積立金は、1,392万1,000円です。

第10款公債費は、2,000円です。

資料47ページをごらんください。

第11款諸支出金は、115万円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

資料の41ページをごらんください。

第1款国民健康保険税は、1億8,293万9,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金は、1億6,816万1,000円です。

第4款療養給付費交付金は、5,126万2,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億4,513万4,000円です。

資料の42ページをごらんください。

第6款県支出金は、4,770万2,000円です。

第7款共同事業交付金は、1億8,424万5,000円です。

第8款財産収入は、2万1,000円です。

第9款繰入金は、8,371万3,000円です。一般会計繰入金が8,371万円で、基金繰入金は3,000円です。

第10款繰越金は、5,000万1,000円です。

資料の42ページをごらんください。

第11款諸収入は、2万円です。

以上、平成28年度国民健康保険事業特別会計予算の概要でございます。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第35号です。平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,220万円で、前年度と比べ320万円の増額です。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の51ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億2,204万5,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、15万5,000円です。

歳入を説明させていただきます。

資料の50ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療保険料は、8,647万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2万4,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、3,556万8,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、13万2,000円です。

第5款繰越金は、1,000円の科目設置です。

以上が平成28年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要です。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第36号です。平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,490万円で、前年度と比べまして5,260万円の増額です。27年度からスタートした第6期介護保険事業計画の2年目となります。地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防事業費は増額となりますが、介護予防サービス等諸費が減額となったことにより、対前年4.37%の増となっております。

す。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の57ページをごらんください。

第1款総務費は、3,834万8,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものであります。

第2款保険給付費は、11億7,704万2,000円です。

58ページをごらんください。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置であります。

第4款基金積立金は、5,000円です。

第5款地域支援事業費は、3,944万3,000円です。介護予防事業や生活支援総合事業、二次予防事業対象者把握事業などを実施する経費などを計上をさせていただいております。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、6万円です。

次に、歳入です。

資料の54ページをごらんください。

第1款保険料は、2億1,931万3,000円です。

第2款使用料及び手数料は、1万9,000円です。

第3款国庫支出金は、3億2,166万円です。

第4款支払基金交付金は、3億3,592万5,000円です。

資料の55ページをごらんください。

第5款県支出金は、1億8,246万1,000円です。

第6款財産収入は、5,000円です。

第7款繰入金は、1億9,538万円です。一般会計繰入金1億9,332万4,000円となっております。

資料の56ページをごらんください。

第8款繰越金は、1,000円です。科目設置です。

第9款諸収入は、13万6,000円です。

以上が平成28年度介護保険事業特別会計予算の概要でございます。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第37号です。平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,270万円で、前年度と比べ8,910万円の減額です。大規模事業である本川根北部（奥泉）簡易水道施設整備事業及び本川根南部簡易水道三盃配水管布設替工事の施工が終了したため、大幅な減額となっております。

歳出の説明をさせていただきます。

資料の63ページをごらんください。

第1款総務費は、3,848万4,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、7,525万5,000円です。第1項水道管理費には、水道施設の維持管理業務委託料や水質検査業務委託料、計装設備点検委託料などを計上しております。第2項水道建設費には、科目設置のための予算を計上しております。

第3款基金積立金は、1万5,000円です。

第4款公債費は、9,794万5,000円です。過疎対策事業債、簡易水道事業債の元金及び利子の支払いです。

第5款諸支出金は1,000円で、一般会計への繰出金の科目設置を計上させていただきました。

第6款予備費は、100万円です。

次に、歳入です。

資料の61ページをごらんください。

第1款分担金及び負担金は、9万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億911万8,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、1万5,000円です。

第4款繰入金は、9,426万5,000円です。一般会計繰入金は8,021万2,000円で、施設維持費や公債費への支援が主なものです。基金繰入金は、1,405万3,000円です。

資料62ページをごらんください。

第5款繰越金は、210万円です。

第6款諸収入は、711万2,000円です。

第7款町債について、今年度大規模な事業がないため予算計上はしていません。

以上が平成28年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

議案第38号です。平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,150万円で、前年度と比べまして300万円の減額です。温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための経費を計上するものがあります。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の68ページをごらんください。

第1款総務費は、1,055万5,000円です。職員の人件費、事務費等の管理経費でございます。

第2款温泉事業費は、2,084万円です。千頭温泉揚湯管等改修工事費の計上など、施設を良好に維持管理するための経費を計上するものであります。

第3款基金管理費は、5,000円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

資料の67ページをごらんください。

第1款使用料及び手数料は、408万3,000円です。

第2款財産収入は、5,000円です。

第3款繰入金は、2,730万8,000円です。一般会計繰入金であります。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、4,000円です。

以上が平成28年度温泉事業特別会計予算の概要です。御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

最後になります。議案第39号です。平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について、説明をさせていただきます。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,710万円で、前年度と比べまして230万円の増額です。現在、医師は募集中であります。4月からも継続した診療ができるよう、関係機関と協議し対応できるような予算とさせていただいております。

歳出から説明をさせていただきます。

資料の73ページをごらんください。

第1款総務費は、3,285万1,000円です。第1項施設管理費は、医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。第2項研究研修費は、医師及び職員の研修に関する経費を計上させていただきます。

第2款医業費は、1,409万8,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

次に、歳入であります。

資料の71ページをごらんください。

第1款診療収入は、3,074万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、12万1,000円です。

第3款繰入金は、1,623万円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

資料72ページをごらんください。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成28年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要でございます。よろしく御審議の上、御採択を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩をとり、全員協議会を行います。再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 10時30分

再開 午後 4時40分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇

◎会議時間の延長

○議長（太田侑孝君） なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長をしますので、あらかじめ御了承ください。

◇

◎日程第3 議案第5号 川根本町行政不服審査会条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑は総括的に行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、第1常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、第1常任委員会へ付託することに決定しました。

◇

◎日程第10 議案第12号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例
について

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。
質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

まず最初に、引き上げを行う理由について、その根拠と申しますか、説明を求めます。

それから、各特別職ごとの引き上げ額とその算定の根拠、それから引き上げ後の年間期末手当支給額について答弁を求めます。

3点目ですけれども、私ごとですけれども、孫がとても大好きな音戯の郷の手づくり工房に若い職員が勤めていらっしゃるんですけれども、指導をされている方が臨時職員だという話をちょっと聞いたんですけれども、臨時職員が工房には何人ぐらいいらっしゃるのか、待遇はどのようになっているのか、そういう待遇をどう考えるのか。臨時職員の待遇についてですけれども、全協でも中澤議員が同一労働同一賃金というふうなことを言われていましたけれども、そういうことではないにしても、現在の臨時職員の待遇についてどのようにお考えか、お聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 総務課のほうから答えさせていただきます。

最初に、根拠ということですが、これは今、鈴木議員も言われたように、人事院勧告に基づいての給与の引き上げということでございます。

それから、引き上げ率についてでございますけれども、先ほど町長も言いましたように、平均では0.4%です。それから、特別給についても0.1カ月分の支給となります。

それから、もう1点、臨時はどうなんだろうということですが、この人事院勧告については、臨時の給与については対象外というようなことでございますので、御了承ください。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） 音戯の郷の臨時職員についてでございますので、担当課であります商工観光課から説明させていただきます。

ただいま臨時職員は4名でございます。それで、一般職員は2名でございます。受付あるいは工房等の指導の業務を当たっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 提案されている行政側が、特別職について引き上げ額とその算定根拠、また、引き上げ後の年間期末手当の支給額についてお答えがなかったんですけれども、答えられないですか。

それからもう1点、待遇をどう考えますかということについても、臨時職員の待遇について、町長にお聞きしたいんですけれども、どのようにそういう臨時職員の方の待遇を考えていらっしゃるか、お答えがありませんでした。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 特別職の手当の額でございますけれども、基本給、給与が町長の場合、70万円になっておりますので、その0.1カ月分というようなことになります。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 70万円の0.1カ月分で、8万500円増えるんですか。増えませんよ。要するに、70万円、減額してありますよね、74万円を町長の場合、70万円に。そして、期末手当の場合は、特別職は100分の0.15増やした分が、足した分が報酬基礎額という計算をするから、それに0.1カ月分、今回増えるわけですから。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） すみません。この場で少し計算できませんので、一旦計算させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） それでは暫時休憩とします。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時51分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） すみません、時間のほうをとらせていただきまして。

先ほど言われた町長のボーナスのほう、手当のほう、どのくらい金額で上がるかということですが、今計算させていただいて、0.1カ月分は8万500円となります。基本額が先ほど言ったように70万、それから加算する率がありまして1.15、そうしますと80万5,000円となります。鈴木議員の言われたとおりかと思えます。それに0.1カ月ですので、8万500円ということでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

（「3回」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 3回になりましたが、特に発言を許します。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁漏れなんですよ。私はそれぞれ3役の増額を教えてくださいと言ったんですよ。だけれども3回目、3回目というか、4回目の質問ではないと思います。それで、もう時間かかるからいいです。わかりますか、すぐ。じゃ、よろしくお願いします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 漏れてすみませんでした。

副町長でいきますと、6万2,790円でございます、増額。それから、教育長になりますと、5万8,420円となります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 以上で質疑はいいですね。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木多津枝です。非常につらい気持ちを抑えながら討論をさせていただきます。

なぜなら、3役の方々、特別職の方々、本当に日夜分かつ町民の暮らしを守り、町の将来を守るために懸命にいろいろな方法を考え、取り組んでくださっている、また、これからもそうしようという意欲を大変持っておられて、川根本町が今本当にこう明るくなってきた、新しい何か期待できるんじゃないか、まちづくりが期待できるんじゃないか、よそから若い人たちを呼び込めるんじゃないかという期待が今とても膨らんでいます。そういう中で、今、先ほどの答弁でもわかりましたけれども、本当に金額にすればわずかな金額の引き上げです。でも、そのことで、金額の問題ではなくて、私は理念の問題で反対討論をしたいと思います。なぜなら、議案と関係ないという声先ほど盛んに出たんですけれども、臨時職員の待遇についてお答えがありませんでした。

でも、最近の話ですけれども、チラシが新聞で3回折り込まれました。臨時職員募集のチラシが。それで、1月29日の申し込み締め切りの非常勤嘱託員、社会教育指導員の募集条件は、週24時間程度で月額9万2,000円。時給958円ほどで、もちろん最低賃金は上回っているんですけれども、普通免許保持、ワード、エクセル、パソコンができる人、通勤費なし、社会保険なしと書いてありました。

1月19日の新聞折り込みの学校支援員、臨時職員の募集では、時給910円で1日6時間、週5日間。1カ月20日働けると計算して、月額10万9,200円。勤務時間により社会保険、雇用保険の適用ありと書いてありました。もし適用されなければ、そこから国保税、年金保険

料、払わなければなりません。

そして、2月10日募集のフォーレなかかわね茶茗館事務職員、臨時職員は、時給830円で週38時間。健康、体力に自信がある人。普通免許証保持者。エクセル、ワードのパソコンができる人。勤務時間などにより、やはり社会保険、厚生年金加入がありますと書いてありました。この場合でも1カ月に12万6,160円です。

どうやって生活するのかと考えられないでしょうか。臨時職員は、生活保護以下の生活しか許されないのでしょうか。それを決める立場の町長、副町長、教育長だからこそ、私は今回のわずかな期末手当の増額に対して、もともと基本的な報酬が町内の水準を見れば、町民の人たちから見れば、大半の人たちが自分になれるわけないと思って諦めているんでしょうけれども、本当に大きな報酬が保障されていて、任務も大変だと思いますけれども、そういう方々だからこそ、私は、臨時職員の待遇が悪いということの改善、そしてまた、臨時職員で募集をするというのではなくて正規職員で募集をする。

とにかく若い人たちの暮らしをどうやって守っていくのか、そのところのお考えを聞かせていただきたかったわけですが、そのことに答えがなかったことで非常に残念ですが、今後のまちづくりによそから若い人たちを呼び込もうと、呼んでこななければならない。また、若い人たちをこの町で元気よく生活していってもらわなければならない。結婚してもらって、子供も希望する人数を産めるような、そういう生活ができるようにしなければならない。そういうことでは、やはり行政のトップの人たちの、そういう劣悪な臨時職員の待遇については何らかのコメントをいただきたかったと思って、あえて反対討論をさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、議案第12号、川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第13号 川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第38 議案第40号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第38、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第18号 第2次川根本町総合計画基本構想の策定
について

○議長(太田侑孝君) 日程第16、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑は総括的に行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、第1常任委員会へ付託することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、第1常任委員会へ付託することに決定しました。



◎日程第22 議案第24号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第22、議案第24号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第24号、工事請負契約の変更契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第25号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第23、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

本日、全員協議会で資料が配付されて、前から菌田議員も要望しておられましたけれども、経過、こういう内訳、いただければとてもよくわかる内容の資料です。でも、よく目を通す時間がないまま、こういう7,000万以上の増額ということで、当日説明を受けて当日採決をしなければならないという、こういう国の補助金申請に期限がなかったからということですが、もっと事前に出して、必要だったらこういうことについてはちゃんと説明しなければならないだろうというふうには思われなかったのかどうか、お聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時06分

再開 午後 5時08分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） この契約の案件につきましては、説明資料の内容についての精査を行いまして、本日お分けする形になったものでございます。その旨御了解をいただきたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 確認します。事前に配るだけの時間がなかったということでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 資料の内容に間違いがないかの確認の時間に、必要以上の時間を要してしまったということで遅れてしまったという結果となりました。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



- ◎日程第31 議案第33号 平成28年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第32 議案第34号 平成28年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第33 議案第35号 平成28年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- ◎日程第34 議案第36号 平成28年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- ◎日程第35 議案第37号 平成28年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- ◎日程第36 議案第38号 平成28年度川根本町温泉事業特別会計予算
- ◎日程第37 議案第39号 平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

○議長（太田侑孝君） 日程第31、議案第33号、平成28年度川根本町一般会計予算から、日程第37、議案第39号、平成28年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明は終了しておりますので、質疑に入ります。

質疑は、議案第33号から議案第39号までの全てについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第39号までは、11名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第39号までは、予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

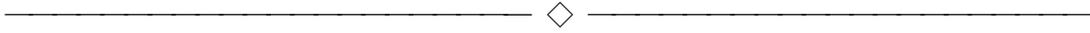
ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は、議長を除く11名の委員を選任することに決定しました。



◎散 会

○議長(太田侑孝君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、3月16日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 5時12分